	地方独立行政法人山梨県立病院機構中期	計画(新旧対照表)	病院機構資料(第4期
第4期中期目標(原案)	第3期中期計画	第4期中期計画(案)	備考
機構」という。)は、県立中央病院及び県立北病院を 運営し、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしてきており、また、収支の改善及び経営基盤の強化が進められてきたところである。 県立中央病院は、本県の急性期医療の基幹病院として、高度救命救急センター及び精神・身体合併症病尿	令和2年4月1日から始まる第3期中期計画期間においては、できるだけ分かりやすい定量的な指標を用いて、中期計画を連続でしたので、主に、医療環境の変化に対応しながら、山梨県が策定した中期目標を達成し、県立病院機構としての使命を果たしていくものとする。 第1 中期計画の期間	地方独立法人山梨県が定めた中期目標において本具を整備院を運営するとともに、本県の政策医して行うる医療水準の方と、対策医として行うる医療水準の変化という。)とともに、本県の政策、県内に保持及び増進に寄与している教命教念といった。 「東立中央病院においては、高度教命教念ととのでは、高度教命教念ととが求めたの性、総合周ので、おいては、高度教命教念ととが求めたのにおいては、高度教命教念ととが求めたのにおいては、高度教命教念ととが水のにおいては、高度教命教念とととが水のと療が行う。また、がんどの大きにおいては、がんゲノムを療拠点病院に指遣する対応になり、あいるが、新型な行うでは、がよりな場合のでは、対応は、は、対し、は、は、対し、は、は、対し、は、は、対し、は、は、は、は、は、は、	中央病院、北病院を療法について新たに記載。

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画(新旧対照表)			病院機構資料(第4期中期計画
第4期中期目標(原案)	第3期中期計画	第4期中期計画(案)	備考
第1 中期目標の期間 令和6年4月1日から令和10年3月31日までの 4年間とする。	第1 中期計画の期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。	第1 中期計画の期間 令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間とする。	
第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 県立病院機構は、定款で定める目的(※)を達成するため、その業務について質の向上に取り組むこと。	第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を 達成するためとるべき措置	第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を 達成するためとるべき措置	
1 医療の提供 政策医療を確実に県民に提供するとともに、医療 の質の向上に努め、県民に信頼される医療を提供す ること。	1 医療の提供 山梨県の基幹病院として県民の健康の保持及び増進に寄与するため、 政策医療を的確に提供するとともに、高度・専門・先進的で、県民に信頼される質の高い医療を提供する。	1 医療の提供 山梨県の基幹病院として県民の健康の保持及び増進に寄与するため、 政策医療を的確に提供するとともに、高度・専門・先進的で、県民に信頼される質の高い医療を提供する。	
(1) - 1 政策医療の提供 救命救急医療、総合周産期母子医療、精神科救 急・急性期医療、児童思春期精神科医療など、他 の医療機関では対応が困難であるが県民生活に欠 かすことのできない政策医療を提供し、本県の基 幹病院としての役割を果たすこと。特に、本県の 救急医療体制において中心的な役割を果たすこ	(1) 政策医療の提供 ① 県立中央病院 救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高度化、専門化を図る。また、脳卒中、心臓病その他の循環器病に対する医療の充実を図る。	(1)-1 政策医療の提供 ① 県立中央病院 救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県 民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高度化、 専門化を図る。また、脳卒中、心臓病その他の循環器病に対する医療の充実を図る。	
と。 また、がん、難病、エイズ、感染症といった県の拠点病院等に指定されている疾病について重点的に取り組み、本県の医療水準の向上に先導的な役割を果たすこと。 がん医療については、がんゲノム医療拠点病院として、ゲノム医療の提供を推進すること。 さらに、心神喪失者等医療観察法に基づく指定医療機関、医療症治療拠点機関及び専門を利	ア 救命救急医療 山梨県の三次救急医療を担う高度救命救急センターを中心とした救命救急医療の提供やドクターへリ及びドクターカーの活用による、早期の救命救急医療の提供により、現在の高い救命率を維持するとともに、施設、人員、医療機器等の体制の充実により、更なる救命率の向上に努める。 また、精神疾患を有する救急患者に対し、関係機関と連携して適切な医療を提供する。	治療を同時並行で行える手術室の活用による、迅速な救命救急医 療の提供により、現在の高い救命率を維持するとともに、施設、 ハイ	16年度に整備予定 は命救急センターの ・ブリッド手術室に ・る記述を追加。

イ 総合周産期母子医療

急医療体制の確保に協力する。

山梨県の総合周産期母子医療センターとして、ハイリスク患者 の受入体制を確保し、高度な医療を提供することにより、県全体 の新生児死亡率等の低減に寄与する。

さらに、初期救急医療及び二次救急医療体制については、他の

医療機関、医師会などの関係機関及び自治体と連携する中で、救

また、胎児超音波スクリーニング検査などにより疾患が発見さ れた場合には、母体・胎児への継続的な支援を行う。

ウ がん医療

としての医療を提供するとともに、精神科の重

度・慢性入院患者、重症通院患者、依存症患者の

社会復帰を目指すこと。併せて、年々増加する認

知症疾患の患者が地域で安心して暮らし続けられ

なお、政策医療の提供に当たっては、引き続き

県内の医療機関、関係行政機関等と適切な連携及

るよう専門医療を提供すること。

び協力を行うこと。

専門的ながん医療の提供、地域との連携協力体制の構築、がん 患者に対する相談支援・情報提供など、がん診療連携拠点病院と しての機能を拡充する。院内のより緊密な連携体制を確立する中 で、チーム医療を推進するなど、がんの包括的診療体制を充実 し、がん医療の質の向上に努める。

また、ゲノム医療の推進に取り組み、がんゲノム医療の拠点病 院としての機能を強化する。

(ア) がん治療の充実

手術、化学療法及び放射線療法を効果的に組み合わせた集学 的治療の推進やがん相談など治療に伴う精神的ケアの支援によ り、がん治療の充実を図る。

(イ) ゲノム医療の推進

遺伝子検査を行い、患者の遺伝子の異常を明らかにすること で、患者一人ひとりに最適な治療方法の選択、臨床試験・治験 の実施等につながるゲノム医療を推進する。また、がんゲノム 医療の拠点病院としての機能を強化する。

適切な医療を提供する。

さらに、初期救急医療及び二次救急医療体制については、他の 医療機関、医師会などの関係機関及び自治体と連携する中で、救 急医療体制の確保に協力する。

イ 総合周産期母子医療

山梨県の総合周産期母子医療センターとして、ハイリスク患者 の受入体制を確保し、高度な医療を提供することにより、県全体 の新生児死亡率等の低減に寄与する。

また、胎児超音波スクリーニング検査などにより疾患が発見さ れた場合には、母体・胎児への継続的な支援を行う。

ウ がん医療

専門的ながん医療の提供、地域との連携協力体制の構築、がん 患者に対する相談支援・情報提供など、がん診療連携拠点病院と しての機能を拡充する。院内のより緊密な連携体制を確立する中 で、チーム医療を推進するなど、がんの包括的診療体制を充実 し、がん医療の質の向上に努める。

また、関係機関との連携を図る中で、がん遺伝子パネル検査の 結果を踏まえた遺伝子変異の解釈・評価及び治療方針を自院で決 定することができる、がんゲノム医療拠点病院として、高度で先 進的な医療の推進に取り組む。

(ア) がん治療の充実

低侵襲な手術支援ロボットによる手術の実施や、手術とゲノ ム検査に基づく化学療法、先端医療機器による放射線療法を効 果的に組み合わせた集学的治療の推進、がん相談など治療に伴 う精神的ケアの支援により、がん治療の充実を図る。

(イ) ゲノム医療の推進

がんゲノム医療拠点病院として、遺伝子検査を行い、患者の 遺伝子の異常を明らかにすることで、患者一人ひとりに最適な 治療方法の選択、臨床試験・治験の実施等につながるゲノム医 療を推進する。

新たに指定を受けたが |んゲノム医療拠点病院| に関する記述を追加。

ロボット手術につい て、今後更なる活用が 見込まれることから記 載を追加

第4期中期目標(原案)	第3期中期計画	第4期中期計画(案)	備考
	(ウ) ゲノム解析の推進 ゲノム解析センターにおいて、遺伝子情報の解析を行い、科学的根拠に基づいた適切な薬剤投与法や診断法を確立し、患者 一人ひとりに合わせた次世代型のがん医療提供に向けて、臨床 と研究の一体的な取組を推進する。 (I) 遺伝カウンセリングの充実 乳がんや卵巣がん等遺伝子の関与が疑われるがん患者等に対してカウンセリングを実施し、得られた結果に基づき適切な治療を行う。 (オ) キャンサーボードの充実 がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行い、がん医療の質の向上を図るため、院内外の各専門領域の医師、看護師及び検査技師等が参加し、手術、化学療法、放射線療法などの治療方法を包括的に議論する場であるキャンサーボードの充実に努める。 (カ) 緩和ケア診療の充実 患者の身体の苦痛及び家族の不安などを軽減するため、緩和ケア診療の充実に取り組む。	(ウ) ゲノム解析の推進 ゲノム解析センターにおいて、遺伝子情報の解析を行い、科学的根拠に基づいた適切な薬剤投与法や診断法を確立し、患者 一人ひとりに合わせた次世代型のがん医療提供に向けて、臨床 と研究の一体的な取組を推進する。 (I) 遺伝カウンセリングの充実 乳がんや卵巣がん等遺伝子の関与が疑われるがん患者等に対してカウンセリングを実施し、得られた結果に基づき適切な治療を行う。 (オ) キャンサーボードの充実 がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行い、がん医療の質の向上を図るため、院内外の各専門領域の医師、看護師及び検査技師等が参加し、手術、化学療法、放射線療法などの治療方法を包括的に議論する場であるキャンサーボードの充実に努める。 (カ) 緩和ケア診療の充実 患者の身体の苦痛及び家族の不安などを軽減するため、緩和ケア診療の充実に取り組む。	
	エ 循環器病医療 循環器病対策基本法に基づき、循環器病患者に対する高度で専 門的な医療を提供するため、施設、人員、医療機器等の体制の充 実を図る。	エ 循環器病医療 循環器病対策基本法に基づき、診療と治療を同時並行で行える 手術台と心・血管 X 線撮影装置を組み合わせた手術室等の導入に より、循環器病患者に対する高度で専門的な医療を提供するとと もに、施設、人員、医療機器等の体制の充実を図る。	のハイブリッド手術室
	オ 難病(特定疾患)医療 専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携 を強化しながら、最適な医療の提供を行う。	オ 難病(特定疾患)医療	
	カ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供し、臨床心理士によ るカウンセリングを行うとともに、エイズ治療拠点病院として山 梨県の要請に応じた事業を実施する。	カ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供し、臨床心理士によ るカウンセリングを行うとともに、エイズ治療拠点病院として山 梨県の要請に応じた事業を実施する。	
	キ 感染症医療 一類感染症(エボラ出血熱など7疾患)患者及び結核患者を受け入れる病室を活用し、山梨県の感染症指定医療機関としての医療を提供する。 また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、重篤患者に対する陰圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。さらに山梨県内での感染症発生時には、県の指導を受けながら必要な情報の収集及び提供、患者の受入体制の構築に努める。	キ 感染症医療 一類感染症(エボラ出血熱など7疾患)患者及び結核患者を受け入れる病室を活用し、山梨県の感染症指定医療機関としての医療を提供する。 また、感染症患者に対する外来診療、重篤患者に対する陰圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。	1-(2)に新興感染症の項 目を新設したことに伴 い、記述を修正。
	② 県立北病院 精神科救急・急性期医療や通院医療などの充実や、心神喪失者等 医療観察法に基づく指定入院医療機関等の役割を果たすとともに、 依存症や認知症の医療の提供について一層の高度化を図る。 ア 精神科救急・急性期医療 山梨県における精神科救急医療体制の重要な役割を担うととも に、集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手 厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供 することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーション	② 県立北病院 精神科救急・急性期医療や通院医療などの充実や、心神喪失者等 医療観察法に基づく指定入院医療機関等の役割を果たすとともに、 児童思春期精神科医療や依存症、認知症の医療の提供について一層 の高度化を図る。 ア 精神科救急・急性期医療 山梨県における精神科救急医療体制の重要な役割を担うととも に、集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手 厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供 することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーション	
	に結びつける。 イ 児童思春期精神科医療 思春期に特有な精神疾患の治療について、山梨県内唯一の児童 思春期病棟を有する病院として、より高度で専門的な医療を関係 機関と連携して提供する。	に結びつける。 イ 児童思春期精神科医療 思春期に特有な精神疾患の治療について、山梨県内唯一の児童 思春期病棟を有する病院として、 <mark>関係機関との連携を図りながら、トラウマに配慮したケアと</mark> より高度で専門的な医療を提供する。	

第4期中期目標(原案) 第3期中期計画 第4期中期計画(案) 備者 ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療 ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療 心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関として最適 心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関として最適 な医療を提供し、対象者に対して、指定入院から指定通院に向か な医療を提供し、対象者に対して、指定入院から指定通院に向か う一貫した治療体系の中で適切な治療を提供し、社会復帰の促進 う一貫した治療体系の中で適切な治療を提供し、社会復帰の促進 を図る。 を図る。 エ 重度・慢性入院患者への医療 エ 重度・慢性入院患者への医療 集中的な救急・急性期治療によっても早期の退院が困難な重症 集中的な救急・急性期治療によっても早期の退院が困難な重症 患者や長期在院重症患者に、さらに高度な薬物治療等や多職種治 患者や長期在院重症患者に、さらに高度な薬物治療等や多職種治 療チームによる治療体制を強化し、退院と社会復帰を目指す。 療チームによる治療体制を強化し、退院と社会復帰を目指す。 オ 重症通院患者への医療 オ 重症通院患者への医療 措置入院や指定入院などから退院し、地域で生活する重症患者 措置入院や指定入院などから退院し、地域で生活する重症患者 に対して、関係機関と連携し、多職種治療チームによるデイケア に対して、関係機関と連携し、多職種治療チームによるデイケア などの通院治療や訪問看護ステーションなどによる包括的な医療 などの通院治療や訪問看護ステーションなどによる包括的な医療 を提供し、地域社会への適応を促進する。 を提供し、地域社会への適応を促進する。 カ 依存症患者への医療 カ 依存症患者への医療 専門的な治療を行うとともに関係機関との連携を強化しなが アルコール、薬物、ゲームなどの依存症やこころにトラウマを トラウマを抱えた患者 ら、依存対象に応じた医療を提供する体制を強化し、社会復帰の 抱えた患者に対し、関係機関との連携を図りながら、トラウマに 等へのこころのケアの 取り組みについて追加 促進を図る。 配慮したケアと治療を提供する医療体制を強化し、社会復帰の促 進を図る。 して記載 キ 認知症患者への医療 キ 認知症患者への医療 認知症疾患医療センターとして、病態に応じた治療、相談への 認知症疾患医療センターとして、病態に応じた治療、相談への 対応及び地域の医療機関への紹介等を行うとともに、山梨県及び 対応及び地域の医療機関への紹介等を行うとともに、山梨県及び 関係機関と連携することにより患者が地域において継続して生活 関係機関と連携することにより患者が地域において継続して生活 できるための支援を行う。 できるための支援を行う。 (1) - 2 新興感染症への対応 (1) - 2 新興感染症への対応 公立病院経営強化ガイ 新興感染症発生・まん延時において、県の基幹病院として中心的な 「ドラインに基づく記載 県が策定する感染症予防計画、新型インフルエ 役割を果たすため、病床の確保、発熱外来の設置、医療人材の派遣を事項 ンザ等対策行動計画及び医療計画に基づき、新興 行うとともに、平時から感染症情報の分析・発信、感染防護具の備 |感染症の感染拡大時に活用しやすい病床の運用な ど、必要な対策が講じられるよう具体的な取組を 蓄、患者の受入訓練を行い、医療提供体制の構築に努める。 中期目標において項目 進め、感染症対応に係る協定締結医療機関とし また、県が行う感染症にかかる施策の推進に協力する。 が新設されたことから さらに、災害時に加え、新興感染症発生・まん延時にも対応できる 新たに記載 て、本県の医療提供体制において中心的な役割を 果たすこと。 災害支援ナースの育成を推進する。 質の高い医療の提供 (2) 質の高い医療の提供 (2) 質の高い医療の提供 山梨県の基幹病院として、県民の医療に対するニーズに適切に対応 基幹病院としての役割を果たすため、医療技術 山梨県の基幹病院として、県民の医療に対するニーズに適切に対応 し、より良い医療を提供するため、次の取組を行う。 し、より良い医療を提供するため、次の取組を行う。 の進歩等に伴う県民の医療に対するニーズの多様 化に適切に対応するとともに、診療実績の検証等 県立中央病院においては、公益財団法人日本医療機能評価機構の病 県立中央病院においては、公益財団法人日本医療機能評価機構の病 によるより良い医療の提供に努めること。 院機能評価の更新に向けた取組を進めるとともに、一般社団法人日本 院機能評価の更新に向けた取組を進めるとともに、一般社団法人日本 病院会の臨床指標プロジェクトに参加する。 また、病院施設、医療機器等の整備はICT等 病院会の臨床指標プロジェクトに参加する。 様々な技術の進展を踏まえながら、初期投資に維 県立北病院においては、公益社団法人全国自治体病院協議会の医療 県立北病院においては、公益社団法人全国自治体病院協議会の医療 持費などを加えたライフサイクルコスト、デジタ の質の評価・公表等推進事業に参加する。 の質の評価・公表等推進事業に参加する。 ル技術の活用や地域の医療需要を考慮しつつ、長 期的な視点を持って計画的に行い、質の高い医療 ①医療の標準化と最適な医療の提供 ①医療の標準化と最適な医療の提供 を提供すること。 治療内容と治療計画を明確に示すことで患者の不安を解消すると 治療内容と治療計画を明確に示すことで患者の不安を解消すると ともに、治療手順の標準化、在院日数の適正化など、最適な医療を ともに、治療手順の標準化、在院日数の適正化など、最適な医療を 提供するため、クリニカルパスの活用を推進する。 提供するため、クリニカルパスの活用を推進する。 また、県立中央病院においては、診断群分類包括評価(DPC) また、県立中央病院においては、診断群分類包括評価(DPC) の医療機関別係数の上昇を目指し、DPCなどから得られる詳細な の医療機関別係数の上昇を目指し、ベンチマークの活用やDPC分 | 他院のDPCデータのベン 診療情報を、診療科や疾患別のデータ分析、クリニカルパスの見直 析などから得られる詳細な診療情報を、診療科や疾患別のデータ分 チマーク活用について 析、クリニカルパスの見直しに活用する。 記述を追加 しに活用する。

第3期中期計画 第4期中期計画(案) 備者 第4期中期目標(原案) ②質の高い看護の提供 ②質の高い看護の提供 ICTを活用した業務効率化により、患者ケアの時間をより確保│公立病院経営強化ガイ 患者の症状に応じたきめ細やかで質の高い看護を提供し、患者に するとともに、患者の症状に応じたきめ細やかで質の高い看護を提 | ドラインに基づく記載 とって良好な療養環境を確保する。 また、正規看護師及び新卒看護師の離職率を全国平均以下とする 供し、患者にとって良好な療養環境を確保する。 ため、ヘルシーワークプレイス(健康で安全な職場)などを推進 本県の高齢化の状況を踏まえ、高齢者総合的機能評価を活用して デジタル技術の活用に 高齢者の日常生活動作を支援し、フレイル予防に努める。 し、看護師の確保、育成及び定着に取り組む。 ついて追加 また、正規看護師及び新卒看護師の離職率を全国平均以下とする ため、ヘルシーワークプレイス(健康で安全な職場)などを推進 新たに取り組む内容と し、看護師の確保及び定着に取り組む。更に、専門看護師・認定看 してフレイル予防に関 護師・特定看護師を中心とした看護実践力の向上に努めるととも する記述を追加 に、看護に必要な能力及びマネジメント力を段階的に評価する仕組 みや配置の選定を通じた看護師の能力向上に努める。 看護師の能力向上に関 する取り組みを追加 ③病院施設の修繕、医療機器等の整備 ③病院施設の修繕、医療機器等の整備 病院施設の改築、修繕及び各種医療機器の更新・整備を計画的に 病院施設の改築、修繕及び各種医療機器の更新・整備について 公立病院経営強化ガイ 行い、地域の医療需要を踏まえた質の高い医療の提供に努める。 は、病院機能の維持及び強化の観点から計画的に行い、地域の医療|ドラインに基づく記載 また、病院施設、医療機器等の整備に当たっては、整備の効果、 需要を踏まえた質の高い医療の提供に努める。 時期、費用及び技術革新などを考慮して行う。 また、病院施設、医療機器等の整備に当たっては、ベンチマーク を活用した適正価格の把握に努めるほか、整備の効果、時期、技術│中期目標における変更 革新などを考慮し行う。 点「長期的な視点を 持った整備」への対応 を追加 (3) 県民に信頼される医療の提供 (3) 県民に信頼される医療の提供 (3) 県民に信頼される医療の提供 県民及び患者の視点に立ち、県民の健康と生命 医療の専門化・高度化が進む中で、医療安全・感染症対策を徹底す 医療の専門化・高度化が進む中で、医療安全・感染症対策を徹底す を守る本県の基幹病院として、信頼される医療を るとともに、患者・家族の理解を得るために、疾病や診療に関する十 るとともに、患者・家族の理解を得るために、疾病や診療に関する十 |提供すること。 |分な説明を行うなど、県民に信頼される医療の提供に努める。 分な説明を行うなど、県民に信頼される医療の提供に努める。 特に、患者の権利に最大限配慮し、患者サービ スの向上に努めるとともに、医療安全・院内感染 ① 医療安全・感染症対策の推進 ① 医療安全・感染症対策の推進 |対策、医療倫理の確立及び医薬品の適正管理に努 めること。 ア リスクマネージャーの活用 ア リスクマネージャーの活用 また、デジタル技術の活用に当たっては、近年 専従のリスクマネージャーを配置した医療安全管理室の機能を 専従のリスクマネージャーを配置した医療安全管理室の機能を サイバー攻撃が増加していることなどから個人情 活かして、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、 活かして、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、 報保護や病院の危機管理の観点から情報セキュリ 各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底す 各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底す ティ対策を徹底及び強化すること。 る。 る。 イ 院内感染への対策 院内感染への対策 院内に設置された感染症対策の部門及び委員会が連携して院内 院内に設置された感染症対策の部門及び委員会が連携して院内 感染の防止に取り組むとともに、職員の感染防止対策のため、ワ 感染の防止に取り組むとともに、職員の感染防止対策のため、ワ クチンの接種等を行う。 クチンの接種等を行う。 ウ 情報の共有化 ウ 情報の共有化 チーム医療を推進する中で、より確かな医療安全対策を講じる チーム医療を推進する中で、より確かな医療安全対策を講じる ため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。 ため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。 エ 医療事故発生時の対応 エ 医療事故発生時の対応 医療事故発生時には、事故調査委員会を設置し、速やかに関係 医療事故発生時には、事故調査委員会を設置し、速やかに関係 法令及び医療安全対策マニュアルに基づいた適切な対応を行う。 法令及び医療安全対策マニュアルに基づいた適切な対応を行う。 ② 医療倫理の確立 ② 医療倫理の確立 患者の権利を尊重する医療倫理を確立するため、新たな高度医療 患者の権利を尊重する医療倫理を確立するため、新たな高度医療 の導入に当たっては、倫理委員会で審査を行う。 の導入に当たっては、倫理委員会で審査を行う。 また、倫理的な課題を共有し、医療倫理に対する意識を向上する また、倫理的な課題を共有し、医療倫理に対する意識を向上する ため、職員を対象とした倫理研修会を実施する。 ため、職員を対象とした倫理研修会を実施する。 ③ 患者・家族との信頼・協力関係の構築 ③ 患者・家族との信頼・協力関係の構築 疾病の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する 疾病の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する 十分な説明と同意に基づき、最適な医療を提供する。 十分な説明と同意に基づき、最適な医療を提供する。 また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合 また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合 には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。 には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。

第4期中期目標(原案)	第3期中期計画	第4期中期計画(案)	備考
	④ 医薬品の安心、安全な提供 医薬品の処方、投薬の安全性等の確保や適正管理に努めるととも に、患者の持参薬管理、服薬指導を更に推進し、薬剤管理指導回数 の増加に努める。 県立中央病院においては、薬剤師を含めた専門性を活かしたチー ム医療の推進に努める。また、退院後も適切な薬物療法が継続でき るよう、患者への説明・指導に努める。	④ 医薬品の安心、安全な提供 医薬品の処方、投薬の安全性等の確保や適正管理に努めるととも に、患者の持参薬管理、服薬指導を更に推進し、薬剤管理指導回数 の増加に努める。 県立中央病院においては、薬剤師を含めた専門性を活かしたチー ム医療の推進に努める。また、退院後も適切な薬物療法が継続でき るよう、患者への説明・指導に努める。	
	⑤ 患者サービスの向上 外来患者の待ち時間や患者の満足度の調査を毎年定期的に実施 し、実態の把握に努めるとともに、診療の予約や受付から精算まで を円滑に行う体制の整備、職員への接遇研修などにより、患者サー ビスの向上に努める。 また常設している意見箱に寄せられる患者からの意見・苦情に対 し、速やかに改善に取り組む。	⑤ 患者サービスの向上 外来患者の待ち時間や患者の満足度の調査を毎年定期的に実施 し、実態の把握に努めるとともに、診療の予約や受付から精算まで を円滑に行う体制の整備、職員への接遇研修などにより、患者サー ビスの向上に努める。 また常設している意見箱に寄せられる患者からの意見・苦情に対 し、速やかに改善に取り組む。	
	⑥ 診療情報の適切な管理 電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、関係法令・指針に基づき、患者・家族に対する診療情報の開示を速やかに実施する。	⑥ 診療情報の適切な管理 電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、関係法令・指針に基づき、患者・家族に対する診療情報の開示を速やかに実施する。 また、個人情報保護及びサイバー攻撃時における業務継続の観点から、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づき、サイバー攻撃への対策等に関して、外部の専門家を招いた職員教育を行うなど、情報セキュリティ対策の推進に取り組む。	中期目標における「情報セキュリティ対策の 徹底、強化」への対応 を追加
2 医療に関する調査及び研究 県立病院機構で提供する医療の質の向上、県内の 医療水準の向上、県民の健康の確保及び増進、ま た、新たな医療技術への貢献のため、関係法令・指 針等を遵守しつつ、調査及び研究に取り組むこ	2 医療に関する調査及び研究 関係法令・指針等の順守に努めつつ、県立病院機構の有する医療資源 を活用した調査及び研究を進め、その成果を国内外に積極的に情報発信 する。	2 医療に関する調査及び研究 関係法令・指針等の順守に努めつつ、県立病院機構の有する医療資源 を活用した調査及び研究を進め、その成果を国内外に積極的に情報発信 する。	
٤.	(1) 新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するため の治験を積極的に実施するとともに、治験に関する情報をホームペー ジ等で公開する。	(1) 新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するため の治験を積極的に実施するとともに、治験に関する情報をホームペー ジ等で公開する。	
	(2) 各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、豊富な臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。	(2) 各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、豊富な臨床事例をもとに、各種調 査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。	
3 医療に関する技術者の育成、確保及び定着と勤務環境の改善 質の高い医療を安定して提供するため、医師、看護師等(以下「医療従事者」という。)の育成、確保及び定着を図るとともに、働きやすい勤務環境の充実を図ること。	3 医療に関する技術者の育成、確保及び定着 質の高い医療を提供するため、医師、看護師等(以下「医療従事者」 という。)の育成、確保及び定着を図るとともに研修の充実に努める。	3 医療に関する技術者の育成、確保及び定着と <mark>勤務環境の改善</mark> 質の高い医療を提供するため、医師、看護師等(以下「医療従事者」 という。)の育成、確保及び定着を図るとともに研修の充実に努める。 また、勤務体制の充実を図り、勤務環境の改善を推進する。	中期目標の項目名変更に伴う修正。 中期目標における「働きやすい勤務環境の充実」への対応を追加
(1) 医療従事者の研修の充実 より専門性の高い医療従事者を育成するため、医療従事者の知識の取得・技術の向上を計画的に進め、また、看護師の特定行為研修を行う指定研修 機関として、質の高い看護を提供する看護職員を 育成し、その活用を図るなど、医療従事者により 魅力ある病院となるよう研修の一層の充実に努め ること。	(1) 医療従事者の研修の充実 ① 初期臨床研修プログラムの充実 指導医のもと医師としての見識を磨き、将来専門とする分野に限らず、日常診療で頻繁に接する疾患に適切に対応できる医師を育成するため、研修プログラムの充実に取り組む。 ② 後期研修(専攻医)プログラムの充実 各専門領域における十分な知識・経験を有しながら、標準的な医療も提供できる医師を育成するため、研修プログラムの充実に取り組む。 ③ 医師の資格取得の支援 医師の専門性の向上を図り、より専門性の高い医療を提供するため、認定医等の資格取得を支援する。	(1) 医療従事者の研修の充実 ① 初期臨床研修プログラムの充実 指導医のもと医師としての見識を磨き、将来専門とする分野に限らず、日常診療で頻繁に接する疾患に適切に対応できる医師を育成するため、研修プログラムの充実に取り組む。 ② 後期研修(専攻医)プログラムの充実 各専門領域における十分な知識・経験を有しながら、標準的な医療も提供できる医師を育成するため、研修プログラムの充実に取り組む。 ③ 医師の資格取得の支援 医師の専門性の向上を図り、より専門性の高い医療を提供するため、認定医等の資格取得を支援する。	

病院機構資料(第4期中期計画案)

第4期中期目標(原案)	第3期中期計画	第4期中期計画(案)	備考
	 ② 認定看護師等の資格取得の促進 資格を取得しやすい環境を整え、認定看護師等の資格取得、高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる行為(特定行為)に係る研修等の受講を支援する。 ⑤ 研修会の開催及び支援 院内研修会の開催をはじめ、先進的な知識や技術を修得できる研修・研究会への医療従事者の派遣などを行い、質の高い医療の提供に努める。 	④ 認定看護師等の資格取得の促進 資格を取得しやすい環境を整え、認定看護師等の資格取得を支援する。また、県立中央病院においては、看護師特定行為研修の指定研修機関として特定行為を実践できる看護師を養成し、活動を支援する。 ⑤ 研修会の開催及び支援 院内研修会の開催をはじめ、先進的な知識や技術を修得できる研修・研究会への医療従事者の派遣などを行い、質の高い医療の提供に努める。	中期目標における変更 点「看護師特定行為研 修指定研修機関」とし ての取り組みを追加
(2) 職場環境の整備 医療従事者が安心して働き続けることのできる、仕事と生活の調和の取れた職場環境を整備するため、医療従事者の適正配置、勤務形態の見直し及び業務の他職種移管など労働時間の短縮に向けた検討を行い、必要な措置を講じること。	(2) 職場環境の整備 ① 働きやすい職場環境の整備 診療科、各部門における医療従事者の勤務状況を把握するととも に、医療従事者が安心して働くことができるよう、仕事と生活の調 和のとれた職場環境の整備に努める。 時間外労働に対する規制及び年次有給休暇の取得義務化等の労働 基準法の改正を踏まえ、医療従事者の労働時間の短縮及び年次有給 休暇を取得しやすい勤務環境の整備を行う。 特に、医師については、令和6年4月から適用される時間外労働 に対する規制の適用に向け、労働時間管理の適正化や労働時間の短縮に取り組む。 ② 医療従事者の業務負担の軽減 県立中央病院においては、医師事務補助体制及び看護職員夜間配置の充実に取り組み、医師事務作業補助者及び看護配置の見直し等を行い、医療従事者の業務負担の軽減を図る。	ムを活用した労働時間の適正な管理及び短縮に取り組む。	
医療に関する地域への支援本県の基幹病院として、他の医療機関との密接な連携や役割分担を通じて、県民に良質な医療を提供るとともに、地域から信頼され、必要とされる病ととなるよう努めること。特に、地域の医療従事者の確保・養成に貢献すると。	4 医療に関する地域への支援 地域医療機関との連携強化及び機能分担を図る中で、県立病院機構の 機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。 また、山梨県の指導のもと、医療従事者の確保及び定着に寄与するための取組を進める。	4 医療に関する地域への支援 地域医療機関との連携強化及び機能分担を図る中で、県立病院機構の 機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。 また、山梨県 <mark>や関係機関と連携し、</mark> 医療従事者の確保及び定着に寄与 するための取組を進める。	
(1) 地域医療機関等との協力体制の強化地域医療機関等から協力が求められる事項の取組や、他の医療機関との協力のもと、病病・病診連携をより一層推進すること。また、介護や福祉との連携を強化し、県全体として県民に適切な医療等を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築・推進に貢献すること。	(1) 地域医療機関等との協力体制の強化 地域の医療機関等から協力を求められた事項については、連携の強 化及び機能の分担を図りながら、県立病院機構としての役割を果たし ていく。 他の医療機関との協力のもと病病・病診連携を更に推進し、県立中 央病院においては、地域医療支援病院の要件である、紹介率65%超及 び逆紹介率40%超を維持する。 また、山梨県の要請を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築・推進 に協力する。	(1) 地域医療機関等との協力体制の強化 地域の医療機関等から協力を求められた事項については、連携の強化及び機能の分担を図りながら、県立病院機構としての役割を果たしていく。 他の医療機関との協力のもと病病・病診連携を更に推進し、連携登録医療機関の訪問や県内医療機関を対象とした研修会の開催を通じて協力体制の強化を図る。また、県立中央病院においては、地域医療支援病院の要件である、紹介率65%超及び逆紹介率40%超を維持する。地域包括ケアシステムの構築・推進に向けては、急性期を脱した患者が、より身近な地域で回復期や慢性期の医療、または在宅療養ができるよう関係機関と連携を図る。 更に、安定した在宅療養が実現できるよう、地域の訪問看護ステーションと連携しながら、退院前後訪問を推進する。	事項 地域の医療機関との連 携、地域包括ケアシス テムに関連する取り組

第4期中期目標(原案)	第3期中期計画	第4期中期計画(案)	備考
(2) 県内の医療人材の確保に対する支援 県との協働により医師の機能を充実し、より多 により医のでではなり、県内への機能を充実し、ののでででは、場合のでは、場合のでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	(2) 地域の医師不足の解消に対する支援 ① 初期臨床研修医、専攻医の受け入れ体制の強化県立病院機構の機能を活かした研修プログラムの充実を図るとともに、指導医の育成、資質の向上に積極的に取り組み、臨床研修医及び専攻医を確保し、山梨県への医師の定着を促進する等地域医療への支援を行う。 ② 公的医療機関への支援県立病院機構の医師の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の協力体制を推進する。	(2) 県内の医療人材の確保に対する支援 ① 初期臨床研修医、専攻医の受け入れ体制の強化 県立病院機構の機能を活かした研修プログラムの充実を図るとともに、指導医の育成、資質の向上に積極的に取り組むことで、臨床研修医及び専攻医を確保し、山梨県への医師の定着を促進する等地域医療への支援を行う。 ② 公的医療機関への支援 県立病院機構の医師等の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の協力体制を推進する。 ③ 医療従事者養成機関からの実習生の受け入れ 医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等を目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努める。 ④ 特定行為研修における受講生の受け入れ 看護師特定行為研修の指定研修機関として、他の医療機関等から受講生を受け入れ、地域において特定行為研修の協力施設として実習生を受け入れ、特定看護師の養成に協力する。 また、山梨県立大学等他施設が行う特定行為研修の協力施設として実習生を受け入れ、特定看護師の養成に協力する。	事項 実習の受入を通じた医
(3) 県内の医療水準の向上 他の医療機関等の医療従事者に対し、県立病院機 構の持つ知識や技術を研修等により普及し、県内 の医療水準の向上を図ること。特に、医療従事者 に占める割合の高い看護職に対する研修等は、地 域医療の充実に大きく資する観点も踏まえながら 行うこと。	(3) 県内の医療水準の向上 ① 地域医療従事者の研修 他の地域医療機関の医療従事者を対象とした医療技術の向上に資する研修を実施する。 ② 研修、実習等の実施 他の医療機関の職員を対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。 ③ 看護水準の向上 看護師の役割が広がり、活躍の場が拡大する中、山梨県内の看護師の専門知識及び技術の向上を図り、看護水準の向上に寄与するため、山梨県看護協会、山梨県立大学等の関係機関と連携して研修の実施、講師の派遣、人事交流等を行う。	(3) 県内の医療水準の向上 ① 地域医療従事者の研修 他の地域医療機関の医療従事者を対象とした医療技術の向上に資する研修を実施する。 ② 研修、実習等の実施 他の医療機関の職員を対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。 ③ 看護水準の向上 看護師の役割が広がり、活躍の場が拡大する中、山梨県内の看護師の専門知識及び技術の向上を図り、看護水準の向上に寄与するため、山梨県看護協会、山梨県立大学等の関係機関と連携して研修の実施、講師の派遣、人事交流等を行う。	第2期計画時の例け
(4)地域社会への協力 医療従事者の専門的な知識及び技術を保健、医療、福祉、教育等に関係する機関に提供し、人材の育成、講師の派遣、調査、鑑定などの地域社会からの要請に積極的に協力すること。	 ④ 医療従事者養成機関からの実習生の受け入れ 医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等を目指 す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努め る。 (4) 地域社会への協力 救急救命士の育成 高度救命救急センターの機能を活かして、各消防本部における救 急救命士の育成に努める。 看護師養成機関等への講師派遣 看護師養成機関での講義や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。 公的機関からの鑑定・調査への協力 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。 	(4) 地域社会への協力 ① 救急救命士の育成 高度救命救急センターの機能を活かして、各消防本部における救急救命士の育成に努める。 ② 看護師養成機関等への講師派遣 看護師養成機関での講義や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。 ③ 公的機関からの鑑定・調査への協力 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。	第3期計画時の④は「(2)県内の医療人材の確保に対する支援」へ移動
5 災害時における医療救護 災害時における県民の生命・安全を守るため医療 救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チー ムを派遣するなど医療救護に取り組むこと。	5 災害時における医療救護 山梨県の基幹病院として、災害発生時における適切な医療救護活動が 実施できるよう日頃から訓練するとともに、災害時においては、山梨県 地域防災計画(大規模災害時医療救護マニュアル)に基づき、迅速な医 療救護活動に取り組む。	5 災害時における医療救護 山梨県の基幹病院として、災害発生時における適切な医療救護活動が 実施できるよう日頃から訓練するとともに、災害時においては、山梨県 地域防災計画(大規模災害時医療救護マニュアル)に基づき、迅速な医 療救護活動に取り組む。	

第4期中期目標(原案)	第3期中期計画	第4期中期計画(案)	備考
(1) 医療救護活動の拠点機能 日頃から災害等に対する備えに努め、県内医療 従事者の訓練等において中心的な役割を果たすと ともに、大規模災害等における本県の医療救護活 動の拠点機能を担うこと。 特に、精神科医療における拠点機能の強化に取 り組むこと。	(1) 医療救護活動の拠点機能 大規模災害を想定したトリアージ訓練などを定期的に行うとともに、山梨県内で実施される防災訓練等に参加し、県医師会、県看護協会及び他の医療機関、消防機関との連携を図ることにより、平時より災害時における医療救護活動の強化に努める。 災害発生時には、知事の要請等に応じて、DMATをはじめ、DPAT、災害支援ナースを派遣するなど山梨県の基幹病院としての機能を発揮する。	(1) 医療救護活動の拠点機能 大規模災害を想定したトリアージ訓練などを定期的に行うととも に、山梨県内で実施される防災訓練等に参加し、県医師会、県看護協 会及び他の医療機関、消防機関との連携を図ることにより、平時より 災害時における医療救護活動の強化に努める。 災害発生時には、知事の要請等に応じて、DMATをはじめ、DP AT、災害支援ナースを派遣するなど山梨県の基幹病院としての機能 を発揮する。 県立北病院においては、災害時の精神科医療における拠点機能強化 のため、必要な施設整備等に取り組む。	
(2)他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、災害医療 チームを派遣するなど、積極的に医療救護活動に 協力すること。	(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、知事の要請等に応じて、DMA Tをはじめ、DPAT、災害支援ナースなどを派遣するとともに、関 係機関と連携して積極的に医療救護活動に協力する。	(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、知事の要請等に応じて、DMA Tをはじめ、DPAT、災害支援ナースなどを派遣するとともに、関 係機関と連携して積極的に医療救護活動に協力する。	
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人制度を活かし、自律性、機動性を 発揮しながら、引き続き業務運営の改善及び効率化を 図り、業務の適正な実施及び経営基盤の安定化に努め ること。	措置	第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき 措置 自主的で柔軟な業務運営である地方独立行政法人制度の特長を活か し、業務の改善及び適正な実施並びに経営の効率化を図り、経営基盤の 安定化に努める。	
1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築 県立病院機構に求められる医療を確実に提供する ため、医療を取り巻く環境の変化に的確に対応でき る運営体制を構築すること。	1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築 医療ニーズの多様化、高度化、患者動向など、医療を取り巻く環境の 変化に柔軟に対応するため、職員を機動的に配置するとともに、医療及 び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果を活用することで、医 療環境の変化に対応できる運営体制の構築に努める。	変化に柔軟に対応するため、職員を機動的に配置するとともに、医療及	
2 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用 の節減 引き続き経営基盤の安定化を進めるため、人的、 物的資源の有効活用や業務の見直しを行い、効率的 な業務運営の実現を図ること。	2 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減 診療報酬請求部門の専門性の向上及び適切な業務委託の検討などを行 い、効率的な運営体制を構築し、経営基盤の安定化に取り組む。	2 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減 診療報酬請求部門の専門性の向上及び適切な業務委託の検討などを行 い、効率的な運営体制を構築し、経営基盤の安定化に取り組む。	
(1) 収入の確保 診療報酬改定への適切な対応や料金の定期的な 見直しのほか、延べ患者数、患者単価、平均在院 日数等の動向に留意するなどし、経営基盤を安定 化するための収入の確保に努めること。	(1) 収入の確保 ① 診療報酬請求事務の強化 適切な診療報酬事務の実施、診療報酬改定への対応が可能となる 人員体制を構築する。	(1) 収入の確保 ① 診療報酬請求事務の強化 適切な診療報酬事務の実施、診療報酬改定への対応が可能となる 人員体制を構築する。また、レセプトチェックシステムの活用による請求事務の体制の強化を図る。	
	② 使用料及び手数料の確保 使用料及び手数料の項目及び額について実情に応じた見直しを適切に行い、適正な料金の設定を図る。	② 使用料及び手数料の確保 使用料及び手数料の項目及び額について実情に応じた見直しを適切に行い、適正な料金の設定を図る。	取り組みとして記載。
	③ 未収金対策 患者負担金に係る未収金の発生を防止するとともに、定期的な請求・督促を行い、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。		公立病院経営強化ガイドラインに基づく記載 事項 収入確保対策の今後の
	④ 診療情報の活用	④ 診療情報の活用	検討事項として記載。
(2)費用の節減 業務運営の改善及び効率化を検討する中で、費 用の節減に努めること。	(2) 費用の節減・適正化 ① 薬品費及び診療材料費の節減・適正化 薬品及び診療材料の価格交渉力の強化、後発医薬品の積極的な採用及び共同購入の活用により薬品費及び診療材料費の節減・適正化に努める。	(2) 費用の節減・適正化 ① 薬品費及び診療材料費の節減・適正化 薬品及び診療材料の価格交渉力の強化を図るため、ベンチマークを活用した適正価格の把握に努めるとともに、後発医薬品の積極的な採用及び共同購入の活用により薬品費及び診療材料費の節減・適正化に努める。	

第4期中期目標(原案)	第3期中期計画	第4期中期計画(案)	備考
	② 経費等の節減・適正化 要員計画の策定、医師事務作業補助者の業務の見直し、適正な業 務委託のあり方の検討などを行い、人件費及び経費等の適正化に努 める。	② 経費等の節減・適正化 要員計画の策定、医師事務作業補助者の業務の見直し、適正な業 務委託のあり方の検討などを行い、人件費及び経費等の適正化に努 める。 また、器械備品及びその保守管理については、ベンチマークを活	費用節減の取り組みとして記載。
3 事務部門の専門性の向上 業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員を育成し、事務部門の専門性を向上させることにより、運営が円滑に行われるよう努めるした。	3 事務部門の専門性の向上 医療事務に精通したプロパー職員の採用や育成、事務職員に必要な知 識の習得のための研修の実施など、業務に必要な法令、会計、診療報酬 体系等に習熟した事務職員の確保に努める。	用した適正価格の把握に努める。 3 事務部門の専門性の向上 医療事務に精通したプロパー職員の採用や育成、事務職員に必要な知識の習得のための研修の実施など、業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に習熟した事務職員の確保に努める。	
4 職員の経営参画意識の向上 職員が、定款に定められた目的、中期目標、中期 計画等に掲げる取組を共有し、責任感や使命感を 持って病院経営に積極的に参画するとともに、職員 が協力し、業務改善を推進する体制を構築するこ	4 職員の経営参画意識の向上 (1) 経営関係情報等の周知 医療や病院経営に関する情報を分析し、その分析結果をわかりやす く職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。	4 職員の経営参画意識の向上 (1) 経営関係情報等の周知 医療や病院経営に関する情報を分析し、その分析結果をわかりやす く職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。	
٤.	(2) 取組の共有化 中期計画等に掲げる取組について、病院全体で共通認識を醸成し、 その取組状況の共有を図る。	(2) 取組の共有化 中期計画等に掲げる取組について、病院全体で共通認識を醸成し、 その取組状況の共有を図る。	
	(3) 職員提案の奨励 職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高める ため、職員提案を奨励し、提案された内容の実現に向けて真摯に検討 する。	(3) 職員提案の奨励 職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高める ため、職員提案を奨励し、提案された内容の実現に向けて真摯に検討 する。	
│ 中期目標の各年度における経常利益について安定的	第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 政策医療を的確に提供し、質の高い医療を提供するため、県立病院機 構の経常収支比率を毎年度100%以上とし、経常利益について安定的 な水準を維持する。 また、他の地方独立行政法人の経営指標との比較を行うとともに、資 金収支及び収支予測に基づき、適切な資金運用を図る。	第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 政策医療を的確に提供し、質の高い医療を提供するため、県立病院機 構の経常収支比率を毎年度100%以上とし、経常利益について安定的 な水準を維持する。 また、他の地方独立行政法人の経営指標との比較を行うとともに、資 金収支及び収支予測に基づき、適切な資金運用を図る。	
	1 予算(令和2年度~令和5年度) 【人件費の見積り】 期間中総額46,007百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。 【運営費負担金のルール】 救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。 長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。	一 役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に 相当するものである。 【運営費負担金のルール】 救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条 第1項の規定により算定された額とする。	
	2 収支計画(令和2年度~令和5年度) 3 資金計画(令和2年度~令和5年度) 第5 短期借入金の限度額	2 収支計画(令和6年度~令和9年度) 3 資金計画(令和6年度~令和9年度) 第5 短期借入金の限度額	
	1 限度額 1,000百万円 2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応	1 限度額 1,000百万円 2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応	
	見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	□ 第5-2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが 見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	
	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	

第4期中期目標(原案)	第3期中期計画	第4期中期計画(案) 備	考
	第7 剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設、医療機器の整 備費用及び病院施設、医療機器の取得に充てた長期借入金(移行前地方 債債務償還金を含む。)の返済に充てる。	第7 剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設、医療機器の整 備費用及び病院施設、医療機器の取得に充てた長期借入金(移行前地方 債債務償還金を含む。)の返済に充てる。	
	第8 料金に関する事項	第8 料金に関する事項	
	1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。	1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。	
	(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額(2) 健康保険法第85条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額(3)(1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額	(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額(2) 健康保険法第85条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額(3)(1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額	
	2 使用料等の減免 理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全 部又は一部を減免することができる。	2 使用料等の減免 理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全 部又は一部を減免することができる。	
第5 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他業務運営に関する重要事項	
1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力すること。 特に、後発医薬品の使用割合の向上に寄与するなど、医療費適正化の推進に協力すること。 また、県民に向けた健康の保持・増進に関する情報提供、普及啓発に努めること。	県立北病院にあっては同割合80%以上とする。	連携して医療費適正化を進める。 後発医薬品については山梨県が定める医療費適正化計画に沿って使用の使用目標が を推進する。	が見直され ることを踏
2 法令・社会規範の遵守 県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守するとと もに、これらを確保するための内部統制体制を整備 すること。	する関係法令を遵守するとともに、倫理委員会によるチェック、内部監		
3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営 の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。	3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を 受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報 発信に積極的に取り組む。		
4 人事管理 職種ごとに、将来の人事配置を見据え計画的な採 用を図るなど、職員構成の適正化に努めること。	4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第7条で定める事項	4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規 則第7条で定める事項	
	(1) 施設及び設備に関する計画 施設及び設備の内容 予定額 財源 病院施設、医療機器等整備 総額 8,800百万円 前期繰越 利益、国・県補助金、長期借入金等 (2) 人事に関する計画 政策医療の的確な提供や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の 確保など、要員計画を作成し、適切な人事管理を行う。 (3) 積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設や医療機器の整 備費用又は病院施設、医療機器の取得に充てた長期借入金(移行前地 方債債務償還金を含む。)の返済に充てる。 (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし	確保など、要員計画を作成し、適切な人事管理を行う。 (3) 積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設や医療機器の整	